

長野県議会告示第1号

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正します。

平成29年3月31日

長野県議会議長 垣内基良

第4条中「配当所得」を「配当所得等」に、「の株式等」を「の一般株式等」に、「及び」を「、同法第37条の11第1項の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び」に改める。

「 様式第2号中

株式等の事業・譲渡・雑所得		
---------------	--	--

 を

「

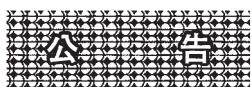
一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		

 に、「の配当所得」を「の利子・配当所得」に改める。」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

総務課

**公告**

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により同条第2項第7号及び第8号に掲げる事項を長野県地域医療構想として定めましたので、同条第15項の規定により、その概要を次のとおり公告します。

なお、長野県地域医療構想は、長野県健康福祉部医療推進課及び各保健福祉事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県地域医療構想の概要

はじめに

- 1 地域医療構想策定の背景
- 2 地域医療構想策定の意義
- 3 病床数の必要量の推計値に関する留意点

第1節 地域医療構想の基本的事項

- 1 地域医療構想の位置付け
- 2 地域医療構想に記載する内容

第2節 長野県の概況

- 1 長野県の人口推移と医療需要推移の見込み
- 2 医療提供体制等の現状
- 3 二次医療圏間の入院患者の流入出の状況（平成25年度）
- 4 医療費と介護費の全国比較（65歳以上）
- 5 在宅医療提供体制の状況
- 6 高齢者向け施設の整備状況

第3節 平成37年度における医療需要と病床数の必要量等の推計

- 1 病床数の必要量の推計値が持つ意義
- 2 構想区域の設定
- 3 構想区域における将来の医療需要と病床数の必要量の推計

第4節 構想区域ごとの概況

佐久構想区域

上小構想区域

諏訪構想区域

上伊那構想区域

飯伊構想区域

木曽構想区域

松本構想区域

大北構想区域

長野構想区域

北信構想区域

第5節 将来の医療提供体制を実現するための施策

- 1 施策の基本方針
- 2 現状・課題と施策の方向性

第6節 地域医療構想の推進・見直し

- 1 推進体制
- 2 関係機関などに期待される役割
- 3 地域医療構想の見直し

医療推進課